

# 雲仙市中小企業振興基本条例

平成29年3月23日施行  
雲仙市条例第2号

## 目的

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市及び中小企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本市経済の振興及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、商工会及び中小企業団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う個人又は法人その他の団体(中小企業者等及び大企業者を除く。)をいう。

## 基本理念

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 市、中小企業者等、大企業者及び市民の相互の協力の下で行われること。
- (3) 地域資源の活用その他の地域経済の循環に努めること。

## 市の責務

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、中小企業振興施策を総合的、かつ、計画的に推進し、実施するよう努めるものとする。

2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携協力に努めるものとする。

## 商工会の役割

第5条 商工会は、中小企業者の持続的発展を支援するとともに、市と連携して中小企業振興施策に取り組むよう努めるものとする。

## 中小企業者の役割

第6条 中小企業者は、社会情勢の変化に応じ、経営の革新、経営基盤の強化、人材育成等に努めるものとする。  
2 中小企業者は、事業を通じて、地域社会に参画することにより、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるものとする。

## 大企業者の役割

第7条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

## 中小企業団体の役割

第8条 中小企業団体は、中小企業者の経営向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 市民の理解と協力

第9条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

## 施策の基本方針

第10条 市は、第3条の基本理念に基づき、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業の創業及び中小企業者の新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者等、大企業者、関係団体等との相互の連携及び協力を促進すること。
- (4) 中小企業者における人材の確保及び育成を促進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要な施策を促進すること。

## 財政上の措置

第11条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 中小企業振興会議

第12条 中小企業振興施策に関する事項を調査審議させるため、雲仙市中小企業振興会議を設置する。

2 雲仙市中小企業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

がんばる中小企業を雲仙市全体で応援しましょう！！

# 雲仙市 中小企業振興基本条例

平成29年3月23日施行



雲仙市

■お問い合わせ



雲仙市産業部商工労政課

〒859-1107長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地  
電話0957-38-3111 FAX0957-38-3205  
電子メールshokorosei@city.unzen.lg.jp

## なぜこの条例が必要なの？

- 雲仙市内の事業所のほとんどが中小企業、とりわけ家族経営など零細な事業者であり、地域の雇用と経済を支えています。中小企業の振興なくして地域社会の活性化はないと言っても過言ではありません。中小企業が元気になると、競争力が強化され、地域経済の活性化つながります。
- 市では、中小企業の皆さんにその力を最大限に発揮してもらうため、市民の皆さんなどと協力して支援体制を整え、市民皆さんの生活が向上し、安心して、いきいきと暮らし続けることができる雲仙市にするためにこの条例を定めました。

## どんな条例なの？

- この条例は、「中小企業者が自主的に努力すること」、市民の皆さんや関係機関、市などとともに「地域全体で中小企業を支援すること」などにより本市経済を活性化し、持続的に発展させ、市民生活の向上や雇用の創出につなげていくことを目指しています。

## ☆雲仙市中小企業振興基本条例のおさえておきたいポイント☆

### ★1 市の責務、商工会・中小企業者・大企業者・中小企業団体の役割、市民の理解と協力を明記

市や商工会、中小企業者等、大企業者、市民がお互いの役割を理解することで、雲仙市全体が一体となって、中小企業の振興を推進します。

### ★2 中小企業に必要な施策について調査審議する「雲仙市中小企業振興会議」を設置

施策の実施について中小企業者の「生の声」を集め、地域の現状及び課題を把握するとともに、施策に反映していくため、有識者に意見を求める「雲仙市中小企業振興会議」を設置します。

平成29年度 中小企業に対する雲仙市の主な施策↓

- 商工業活性化推進事業補助金
- 産業サポート事業補助金
- 魅力ある職場づくり支援事業補助金
- 中小企業振興資金
- 中小企業設備資金利子助成事業補助金
- 創業相談窓口

◆ 詳しくは、雲仙市ホームページをご覧ください。  
雲仙市商工労政課へお問い合わせください。

